

2004. 10. 8

三第4回準備協議会報告三

ときわ台1・2丁目

ときわ台しゅれ街準備協議会事務局

第4回ときわ台しゅれ街準備協議会が9月28日(火)午後6時より常盤台1丁目集会所でおこなわれました。

今回は前回からの議案であった会の諸事項を決定しました。

◆ 会則 (裏面)

◆ 代表 : 中島淑夫氏 常盤台1丁目

◆ 顧問 : 鈴木博之氏 常盤台2丁目
谷田剛一氏 常盤台1丁目

◆ 会計責任者 : 島田晴子氏 常盤台1丁目

◆ 活動計画 : (来年3月まで)
○月1回の会合で、常盤台の将来像のイメージを描く
○講演会、見学会の実施
○アンケート調査の実施(2005年1月頃)

ワークショップ

◆ 常盤台の良い所・悪い所の拾い出しの確認作業は、時間切れの為、次回に持ち越しとしました。

事務局より : しゅれ街準備協議会の愛称募集中 10月末日までに

《次回の日程》 10月24日(日) 午後2～ 於: 常盤台1丁目集会所

ときわ台しゃれ街準備協議会・会則

(目的)

第1条 本会は、緑豊かで落ち着きがあり、安心して暮らせる住環境を整備・保全し、住環境と調和した魅力ある駅前商業施設等を誘導する潤いにあふれた景観づくりを推進するため、東京都の“東京のしゃれた街並みづくり推進条例”に基づき、“街並み景観ガイドライン”を作成する。

(名称)

第2条 本会を“ときわ台しゃれ街準備協議会”と称する。

(区域)

第3条 本会对象とする区域は、常盤台一・二丁目区域のうち、板橋区環状7号線沿道地区計画区域を除く区域(別紙区域)とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、常盤台1丁目8番2号、常盤台一・二丁目町会事務所内に置く。

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域の地権者及び在住・在勤の者のうち、第1条の目的に賛同する者とする。

(代表)

第6条 本会に代表1名を置く。代表は会員の中から互選により選任する。

(事業)

第7条 本会は、第1条の目的を達成するため、会議の開催、調査、研究、広報、啓発、その他の事業を行う。

(運営)

第8条 本会は、前条の事業を行うため、原則として月1回の集会を開き、議題について話し合う。議事は民主的な運営を旨とし、会員の大多数の同意をもって決定する。

2. 集会には、オブザーバーの出席を妨げないものとする。

(会費)

第9条 本会運営のため、会員は一人あたり500円/月の会費を納める。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

2 本会の最初の会計年度は、本会成立の日から平成17年3月31日までとする。

(その他)

第11条 この会則に定めのない事項については、会員の協議により決定する。

付 則

この会則は、平成16年10月1日から施行する。